

## 海外出張報告書

出張目的： IASB 会議（2016年4月）傍聴  
日 時： 2016年4月19日（火）～4月21日（木）  
場 所： ロンドン IASB 本部  
出張者： 企業会計基準委員会 専門研究員 倉重 栄治

## IASB 会議（2016年4月）傍聴報告

日時：2016年4月19日（火）～4月21日（木）

スケジュール： 付録を参照

場所：ロンドン IASB 本部

IASB は、2016年4月19日から21日に英国ロンドンのIASBの事務所で公開の会議を開催した。

議論のトピックは以下のとおりであった。

- IFRS 解釈指針委員会関連
  - IFRIC アップデート
  - IFRS 適用上の論点：負債の分類
- アジェンダ協議
  - 寄せられたコメントが作業計画の設定に与える影響
  - 投資者から寄せられたフィードバック
  - オンライン・アンケート調査の結果
  - 基本財務諸表に関して寄せられたフィードバック
  - リサーチ活動に関する全般的なアップデート
  - 排出物価格設定メカニズムに関するプロジェクトのアップデート（アジェンダ協議に対する回答の要約を含む）
  - 料金規制対象活動に関するプロジェクトのアップデート（アジェンダ協議に対する回答の要約を含む）
  - IAS 第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に関して寄せられたフィードバック
  - IFRS 第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に関して寄せられたフィードバック
  - 現在価値測定割引率に関して寄せられたフィードバック
  - 新プロジェクトの提案
- 保険と IFRS 第9号
- 開示に関する取組み
  - 公開草案 IFRS 実務記述書「財務諸表への重要性の適用」
  - 現金に対する制約及び流動性に関する開示
- 概念フレームワーク
  - 概念フレームワーク」の目的及び位置付け

- 再審議に対するアプローチ - 全般
- 再審議に対するアプローチ - 測定
- 再審議に対するアプローチ - 財務業績の報告
- 再審議に対するアプローチ - 負債と資本についての概念
- 資本の特徴を有する金融商品
- 共通支配下の企業結合
- のれん及び減損
- 開示に関する取組み
  - 会計方針の変更と会計上の見積りの変更の区別
  - 会計上の見積りの変更：開示

## 【4月19日（火）】

### IFRS 解釈指針委員会関連

#### IFRIC アップデート（アジェンダ・ペーパー12）

当審議会は、2016年3月のIFRS 解釈指針委員会の会議からのアップデートを受け取った。この会議の詳細はIFRIC Update で公表されている。

#### IFRS 適用上の論点：負債の分類（アジェンダ・ペーパー12A）

当審議会は、公開草案「負債の分類」（IAS 第1号の修正案）に対して寄せられたコメントの残りの再審議は、当審議会が「概念フレームワーク」公開草案での資産及び負債の定義の再審議を終えるまで差し控えるとの情報提供を受けた。

#### アジェンダ協議（アジェンダ・ペーパー8, 9, 17, 20, 21, 22, 24）

4月19日から21日の会議で、当審議会は、2015年アジェンダ協議に関する以下のトピックについて議論を行った。

- a. 意見募集「2015年アジェンダ協議」に対して寄せられたフィードバック及び実施したアウトリーチが将来の作業計画の設定に与えるべき影響（アジェンダ・ペーパー24B）
- b. 本協議に対して投資者から寄せられたフィードバックの要約（アジェンダ・ペーパー24C）
- c. 本協議の一環として実施したオンライン・アンケート調査の結果と回答者の特性（アジェンダ・ペーパー24D）
- d. 当審議会のリサーチ活動に関する全般的なアップデート（アジェンダ・ペーパー8）
- e. 排出物価格設定メカニズム（アジェンダ・ペーパー20）及び料金規制対象活動（アジ

ェンダ・ペーパー9)に関するプロジェクトのアップデート（アジェンダ協議に対する回答の要約を含む）

- f. 以下に関して寄せられたフィードバックの要約
- i. 現在価値測定——割引率（アジェンダ・ペーパー17）
  - ii. 基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）
  - iii. IAS 第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の諸側面を修正するためのプロジェクトを開始すべきかどうか。このトピックに関するペーパーは、フィードバックがそうしたプロジェクトの範囲及び時期に与える含意も議論している（アジェンダ・ペーパー22）
  - iv. IFRS 第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」（アジェンダ・ペーパー24E）

このペーパーにはスタッフ提案はなく、何も決定は行われなかった。

4月会議の最後で、スタッフは、当審議会の議論で聞かれたメッセージの口頭での要約を示した。

#### 今後のステップ

当審議会は、個々のプロジェクトに対して寄せられたコメント及びそれらが個々のプロジェクトの優先順位付けに与える影響のレビューを5月のボード会議で継続する。5月の会議で、スタッフは、当審議会の将来の作業計画についての暫定的な結論を出すよう当審議会に求める予定である。これは2016年6月のIFRS諮問会議との議論のためである。

さらに、スタッフは基本財務諸表に関するリサーチに対するアプローチ案の概要も5月のボード会議に提出する。

#### アジェンダ・ペーパー24F：アジェンダ協議——新プロジェクトの提案

当審議会は、当審議会のアジェンダに追加すべき新プロジェクトについてアジェンダ協議を通じて寄せられた提案の分析を議論した。当審議会は、以下の提案されたプロジェクトを来月さらに検討するため識別した。

- 子会社によるIFRS報告
- 個別財務諸表についての一般原則
- 結合財務諸表についての一般原則
- 資産購入に係る変動対価及び条件付対価
- リスク分担・協力の取決め
- 非相互的取引（政府との取引を含む）
- IAS 第20号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」の見直し
- デジタル通貨（仮想通貨を含む）

- IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」のヒエラルキーにおいて他の基準設定機関の基準等を参照することの目的適合性
- IAS 第26号「退職給付制度の会計及び報告」を廃止する必要があるかどうかの評価  
これらのプロジェクトに関する詳細はアジェンダ・ペーパー24Fで入手できる。

#### 保険と IFRS 第9号（アジェンダ・ペーパー14）

当審議会は、公開草案「IFRS 第9号『金融商品』（IFRS 第9号）のIFRS 第4号『保険契約』（IFRS 第4号）との適用」（「ED」）での提案に関する審議を継続した。

#### アジェンダ・ペーパー14B：上書きアプローチ

当審議会は、次のようなEDの提案を確認することを暫定的に決定した。

- a. 金融資産が上書きアプローチに適格となるのは、IFRS 第4号の範囲に含まれる契約に関連するものとして指定されていて、かつ、IFRS 第9号を適用して純損益を通じた公正価値（FVPL）で測定されるが、IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」（IAS 第39号）を適用していたならば全体がFVPLで測定されるものではなかったであろう場合である。[EDの第35B項]
- b. 上書きアプローチを適用する企業は、
  - i. 過去に認識した金融資産とIFRS 第4号の範囲に含まれる契約との関係に変化があった場合に、かつ、その場合にのみ、当該金融資産をIFRS 第4号の範囲に含まれる契約に関連するものとして新たに指定することができる。指定日現在で、IFRS 第4号の範囲に含まれる契約に関連するものとして新たに指定した金融資産の公正価値を、新しい償却原価の帳簿価額としなければならない。このような金融資産に係る実効金利は、指定日現在の公正価値に基づいて算定される。
  - ii. 過去に認識した金融資産とIFRS 第4号の範囲に含まれる契約との関係に変化があった場合にのみ、当該金融資産についてIFRS 第4号の範囲に含まれる契約に関連するものとしての指定を解除しなければならない。
  - iii. 過去に指定した金融資産が適格要件を満たさなくなった場合には、当該金融資産に関してその他の包括利益（OCI）に累積していた残高を純損益に振り替えなければならない。
- c. 上書きアプローチを適用する企業は、修正の金額をどのように計算したのか及び当該修正が財務諸表に与えた影響を財務諸表利用者が理解できるようにするのに十分な情報を開示することが要求される。この目的を達成するため、企業は次の開示を要求される。
  - i. 当報告期間において上書きアプローチを適用していた旨並びに振り替えた金額が関連する金融資産の帳簿価額及びクラス
  - ii. 上書きアプローチを適用する資産を決定した根拠
  - iii. 修正の金額及び当報告期間中の金融資産の指定の変更が財務諸表に与えた影響の

説明

- d. 上書きアプローチの適用開始と適用の中止（EDの第35D項、第35E項(d)及び第35F項）
- e. 税引前の純損益への上書き修正の適用（EDのBC24項）
- f. 上書きアプローチの経過措置（EDの第41K項）

当審議会は、次のことを暫定的に決定した。

- a. 適格金融資産には企業が規制上の要求事項の目的又は内部的な自己資本の目的で保有している余剰資産が含まれる可能性がある旨を明確化する。したがって、余剰金融資産が、EDの第35B項に記述しているIFRS第4号の範囲に含まれる契約に関連するものとして指定される場合がある。
- b. ある法的企業が保有している金融資産を同一の報告企業の中の別の法的企業が発行しているIFRS第4号の範囲に含まれる契約に関するものとして指定した根拠を、EDの第37D項(b)と整合的に説明することを企業に要求する。
- c. 上書きアプローチが適用される金融資産に係る利得及び損失の表示に関する第35C項と第37D項(e)におけるEDの提案を修正し、次のことを企業に要求する。
  - i. 次のように表示する。
    - 1. 純損益の計算書に、IFRS第9号の適用を反映する情報を表示したうえで、上書き修正について単一の独立の表示項目を表示する
    - 2. OCIに、上書き修正を、IAS第1号「財務諸表の表示」（IAS第1号）と整合的にOCIの他の内訳項目と区別して表示
  - ii. 上書きアプローチが個々の表示項目に与えた影響を財務諸表注記で開示する。

12名の審議会メンバーがこれらの決定に賛成し、1名の審議会メンバーが反対した。1名の審議会メンバーは欠席した。

**アジェンダ・ペーパー14C：IFRS第9号の一時的免除——適格要件**

当審議会は、次の場合に**のみ**、企業が一時的免除を適用することを認めるべきであると暫定的に決定した。

- a. 企業が過去にIFRS第9号のどの版も適用したことがなく（「自己の信用」の要求事項を単独で適用している場合は除く）、かつ、
- b. 企業の支配的な活動が「保険に関連するもの」であり、そうした活動が次のもので構成されている。
  - i. IFRS第4号に含まれる契約の発行。また、これらの契約から生じる負債の帳簿価額が企業の負債の帳簿価額の合計との比較において多額である。
  - ii. IAS第39号を適用してFVPLで測定される投資契約の発行。

当審議会は、次のことを暫定的に決定した。

- a. 「支配性比率」を次のように定義する。
  - i. 分子：以下の帳簿価額の合計
    1. 保険に関する活動から生じる負債
    2. それらの活動に関係づけられている「その他の」負債（また、そうした「その他の」関係づけられている負債の例を示す）
  - ii. 分母：企業の負債の帳簿価額の合計（分子に含めた負債のすべてを含む）
- b. 企業の支配的な活動が保険に関連するものとみなされるのは、次のいずれかに該当する場合のみである。
  - i. 支配性比率が90%超である。
  - ii. 支配性比率が90%以下であるが80%超であり、かつ、保険に関連のない重大な活動を有していないという証拠を企業が示すことができる。
- c. 企業が支配性比率の計算を、2015年4月1日から2016年3月31日の間の年次報告日（すなわち、判定日）現在で、IFRS基準に従って、企業が貸借対照表に報告した負債の帳簿価額を用いて行うことを要求すべきである。

当審議会は、次のことを暫定的に決定した。

- a. EDの第37A項(a)及び(b)で提案された開示を確認する。企業は次のことを開示しなければならないというものである。
  - i. IFRS第9号の適用の一時的免除を適用している旨
  - ii. 企業が一時的免除に適格であるという結論をどのようにして下したのか
- b. 次のことを要求する。
  - i. IFRS第4号の範囲に含まれる契約から生じる負債の帳簿価額が、負債合計の90%超でない場合には、企業は、IFRS第4号の範囲に含まれる契約から生じる負債以外で支配性比率の分子に加算された負債を開示すべきである。
  - ii. 企業は、支配性比率が90%以下であるが80%超である場合には、企業の支配的な活動が保険に関連していると判定するために使用した情報を開示しなければならない。

12名の審議会メンバーがこれらの決定に賛成し、1名の審議会メンバーが反対した。1名の審議会メンバーは欠席した。

#### **アジェンダ・ペーパー14D：一時的免除についての開示**

当審議会は、一時的免除を適用する企業に対してEDの第37A項(c)から(d)で提案した開示を次の変更を行った上で確認することを暫定的に決定した。

- a. 次のものについて、第37A項(c)で提案していた開示を修正し、報告期間の末日現在の公

正価値及び報告期間中の公正価値変動を次のi及びiiに区分して開示することを企業に求める。

- i. 第37A項(c)で定めている金融資産。すなわち、契約上のキャッシュ・フローが元本及び利息のみ（SPPI）ではない金融資産。
  - ii. 他のすべての金融資産。すなわち、契約上のキャッシュ・フローが元本及び利息のみ（SPPI）である金融資産。この開示の目的上、企業がIFRS第7号「金融商品：開示」の第29項(a)に従って公正価値の開示を求められていない場合（例えば、短期の売掛金）には、IAS第39号に従って測定される資産の帳簿価額が公正価値の合理的な近似値である。
- b. 第37A項(c)で提案していた開示に追加して、金融資産の性質及び特性を財務諸表利用者が理解できるようにするのに十分なレベルの詳細さでの表示を企業に求める。
  - c. 第37A項(d)で提案していた開示に追加して、当該開示の範囲に含まれる金融資産のうち、報告期間の末日現在で、IFRS第9号に従って、信用リスクが低いものについて、企業が公正価値と、IAS第39号に従って測定される「総額での」帳簿価額（すなわち、償却原価資産の場合には、減損引当金調整前）を開示すべきであると要求する。
  - d. 開示を追加して、個別財務諸表におけるIFRS第9号による情報のうち連結財務諸表において提供されていないが関連する報告期間について一般に公表されている情報への参照を企業に要求する。

11名の審議会メンバーがこの決定に賛成し、2名の審議会メンバーが反対した。1名の審議会メンバーは欠席した。

### 今後のステップ

残りの技術的論点を5月の会議で議論する。当審議会は、IFRS第4号の修正を2016年9月に公表することを目指している。

## 【4月20日（水）】

### 開示に関する取組み（アジェンダ・ペーパー11）

当審議会は2016年4月20日の会議で、重要性に関するプロジェクトならびに現金に対する制約及び流動性に関する開示について議論を行った。

### アジェンダ・ペーパー11A：公開草案：IFRS実務記述書「財務諸表への重要性の適用」に対するフィードバックの要約

当審議会は、IFRS実務記述書「財務諸表への重要性の適用」の公開草案に対して寄せられたコメントの概要について議論を行った。

何も決定は行われなかった。

#### **アジェンダ・ペーパー11B：現金に対する制約及び流動性に関する開示**

現金に対する制約及び流動性に関する開示についてのアジェンダ・ペーパーに記載されていた背景情報について議論を行った。

何も決定は行われなかった。

#### **今後のステップ**

今後の会議で、スタッフは次のことを行う予定である。

- a. 公開草案「IFRS 実務記述書：財務諸表への重要性の適用」の公開草案に寄せられたフィードバックに関するより詳細な分析を示し、コメント提出者が提起した具体的な論点に関する当審議会の見解を求める。
- b. 現金に対する制約又は流動性に関するプロジェクトをアジェンダに追加することの検討を当審議会に求める。

#### **概念フレームワーク（アジェンダ・ペーパー10）**

2016年4月20日に当審議会は、「概念フレームワーク」の目的及び位置付けと、再審議の戦略を議論した。特に、当審議会は、「概念フレームワーク」の以下のセクションの再審議への具体的なアプローチを議論した。

- a. 測定
- b. 財務業績の報告
- c. 負債と持分についての概念

#### **アジェンダ・ペーパー10A：「概念フレームワーク」の目的及び位置付け**

当審議会は、「概念フレームワーク」の目的、位置付け、諸側面からの離脱と、「概念フレームワーク」の将来の改訂へのアプローチを議論した。

当審議会は、「概念フレームワーク」の目的は次のことであるとするEDの提案を確認することを暫定的に決定した。

- a. 当審議会が首尾一貫した概念に基づいたIFRS基準を開発するのを支援すること
- b. 特定の取引又は事象に当てはまるIFRS基準がない場合、又はIFRS基準が会計方針の選択を認めている場合に、作成者が首尾一貫した会計方針を策定するのを支援すること
- c. すべての関係者がIFRS基準を理解し解釈することを支援すること

14名の審議会メンバー全員が賛成した。

当審議会は、「概念フレームワーク」の現在の位置付けを維持すること、及び、「概念フレームワーク」の諸側面から離脱する場合には問題となる基準に付属する結論の根拠において説明するというEDの提案を確認することを暫定的に決定した。

14名の審議会メンバー全員が賛成した。

当審議会は、「概念フレームワーク」は随時改訂される場合があることを記載すべきであるとしたEDの提案を確認することを暫定的に決定した。

8名の審議会メンバーが賛成し、6名の審議会メンバーが反対した。

当審議会は、「概念フレームワーク」の改訂の契機となる可能性のある事実及び状況の例を「概念フレームワーク」に関する結論の根拠には記載しないことを暫定的に決定した。

13名の審議会メンバーが賛成し、1名の審議会メンバーが反対した。

#### **アジェンダ・ペーパー10B：再審議に対するアプローチ - 全般**

当審議会は、議論の余地があるものと判明したか又は新しい情報が利用可能となった項目を再審議することを決定した。その他の項目に関して、当審議会は公開草案の提案を確認するが、大幅な追加的な分析は行わない。

当審議会は、「概念フレームワーク」の影響の分析にあたり、スタッフに次のように指示した。

- a. 以下の包括的な分析の実施は求めない。
  - i. 改訂後の「概念フレームワーク」が将来の基準設定に与える影響
  - ii. 改訂後の「概念フレームワーク」と基準との不整合
- b. 以下のことを行うことを求める。
  - i. 資産と負債の定義案（及びそれらの定義を補強する概念）が現在のプロジェクトに与える可能性がある影響について、より広範な分析を実施する。
  - ii. 改訂後の「概念フレームワーク」と基準との間の追加的な不整合（コメント提出者が存在すると主張したもの）を分析する。
  - iii. 改訂後の「概念フレームワーク」の作成者への影響について、より詳細な分析を実施する。

12名の審議会メンバーがこれらの決定に賛成し、2名の審議会メンバーが反対した。

#### **アジェンダ・ペーパー10C：再審議に対するアプローチ——測定**

当審議会は、「概念フレームワーク」を測定の章を設けずに公表して、後日に「概念フレームワーク」に追加される可能性がある内容を開発するリサーチ・プロジェクトを行うという考えを暫定的に棄却した。

当審議会は、公開草案に対する回答を踏まえて、測定に関する議論を改善するようスタッフに指示した。

#### **アジェンダ・ペーパー10D：再審議に対するアプローチ——財務業績の報告**

当審議会は、財務業績の報告に関するハイレベルのガイダンスを「概念フレームワーク」の中で示すことを暫定的に決定した。そうしたガイダンスは、公開草案の提案を基礎とし、公開草案に対して寄せられたフィードバックを踏まえて修正されることになる。

10名の審議会メンバーが賛成し、3名の審議会メンバーが反対した。1名の審議会メンバーは欠席した。

#### **アジェンダ・ペーパー10E：再審議に対するアプローチ——負債と資本についての概念**

当審議会は、公開草案での提案と整合的に、次のようにすることを暫定的に決定した。

- a. 負債と資本の両方の特徴を有する金融商品を分類する際に生じる課題に対処するための概念の開発を、「概念フレームワーク」プロジェクトの一環として行うことはしない。
- b. その代わりに、それらの課題に対処するための概念の開発を「資本の特徴を有する金融商品」の研究・プロジェクトにおいて引き続き行い、当該プロジェクトの結果として改訂後の「概念フレームワーク」への追加の修正の必要が生じるかもしれないことを認識する。
- c. 改訂後の「概念フレームワーク」に付属する結論の根拠において、このアプローチを説明し、「概念フレームワーク」を追加的に修正する可能性があることを明らかにする。

14名の審議会メンバー全員が賛成した。

当審議会は、次のことを暫定的に決定した。

- a. 負債を識別する際の他の問題点に対処するための概念（公開草案の4.31項から4.39項において「現在の義務」を記述した概念など）の開発を継続し、「概念フレームワーク」プロジェクトの一環として、それらの概念を「概念フレームワーク」に追加する。
- b. それらの概念を開発する際に、公開草案の提案を洗練させることを検討する。金融商品の分類に関する将来の決定の結果として、当審議会が再検討を要するかもしれない新しい概念を「概念フレームワーク」に追加することとなるリスクを減らすためである。

13名の審議会メンバーが賛成し、1名の審議会メンバーが反対した。

#### **今後のステップ**

5月のボード会議で、当審議会は、「概念フレームワーク」公開草案の第1章「一般目的財務報告の目的」と第2章「有用な財務情報の質的特性」に対する考えられる修正について議論する。

## 資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）

当審議会は2016年4月20日の会議で、資本の特徴を有する金融商品に関するリサーチ・プロジェクトについて議論を行った。

今回の会議で、当審議会は、負債と資本の下位クラスの区分表示についての考えられる要求事項の議論を継続した。当審議会は、ガンマ・アプローチに議論の焦点を置いた。

当審議会は、2015年アジェンダ協議を通じて本プロジェクトに関して寄せられたフィードバックについても議論した（アジェンダ・ペーパー5C。これは情報提供のみを目的として提示された）。

### **アジェンダ・ペーパー5A: 残余金額に応じて決まる負債についての区分表示の要求事項の範囲**

2016年2月に、当審議会は、残余金額に応じて決まる負債についての区分表示の要求事項を議論した。当該会議では、当審議会は議論の範囲を、要求があった場合に公正価値と同額の現金で償還される普通株式に限定した。そうした株式は、経済的資源を移転する義務があるため、ガンマ・アプローチでは負債に分類されることになる。

今回の会議で、当審議会は、残余金額に応じて決まる単独デリバティブ及び組込デリバティブに区分表示の要求事項を適用すれば比較可能性が向上するであろうという考えを示した。しかし、当審議会は、IFRS第9号では、組込デリバティブ全体を含んだ金融負債を、純損益を通じて公正価値で測定されるものに分類することを企業に認めていることに留意した。したがって、将来のディスカッション・ペーパーには、区分表示の要求事項とIFRS第9号の組込デリバティブについての要求事項との相互関係の分析を含めることになる。

### **アジェンダ・ペーパー5B: 純損益及びその他の包括利益を普通株式以外のクラスの資本請求権に割り振ること**

当審議会は、普通株式以外のクラスの資本に割り振るべき金額の算定についての具体的な要求事項を議論した。

普通株式以外の非デリバティブ資本請求権（非累積型の優先株式など）について、当審議会は、金額の割り振りをそうした金融商品についてのIAS第33号「1株当たり利益」の要求事項に基づいて行うことは有用であり、ほとんど追加的なコストを生じさせないであろうという考えを示した。IAS第33号には、そうした金融商品の分配及び参加特性の影響についての1株当たり利益の計算の分子の調整に関する要求事項がある。

デリバティブ資本請求権（ワラントなど）に関し、当審議会は、純損益及びその他の包括利益の割り振りについて次の3つのアプローチを議論した。

- a. アプローチAでは、いかなる金額も割り振らない。
- b. アプローチBでは、デリバティブの公正価値変動と同額を割り振る。
- c. アプローチCでは、デリバティブの公正価値と他のクラスの資本の公正価値との比で加重した金額を割り振る。

当審議会は、今回の会議で意思決定は求められなかった。

### **今後のステップ**

今後の会議で、当審議会は、次の事項について議論する。

- a. 非デリバティブ債務及びデリバティブ債務についての残余金額の定義の追加的な詳細
- b. 区分表示の適用は純損益の中のみとすべきか、それとも、純損益とその他の包括利益のとの間の区別を使用すべきか。
- c. デリバティブ資本請求権に対する割振りのアプローチ
- d. 普通株式以外のクラスの資本請求権に関する開示についての考えられる改善

## 【4月21日（木）】

### 共通支配下の企業結合（アジェンダ・ペーパー23）

#### アジェンダ・ペーパー23 から 23B

当審議会は、共通支配下の企業結合に関するリサーチとアウトリーチの結果を、特に次の内容について議論した。

- これらの取引を会計処理するために実務で適用されている方法、及び適用されるべきであると利害関係者が考えている方法
- いわゆる簿価引継法は実務ではどのように適用されているのか、及びどのように適用されるべきであると利害関係者は考えているのか

当審議会は、2015年アジェンダ協議においてこのトピックに関して寄せられたフィードバックについても議論した。

ペーパーにはスタッフ提案はなく、何も決定は行われなかった。

#### 今後のステップ

当審議会は、今後の会議で、これらの取引の会計処理のさまざまな代替案の長所と短所を議論し、どの代替案が最も有用な情報を提供することになるのか及びその理由を検討する。

### のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18）

当審議会は2016年4月21日の会議で、のれん及び減損プロジェクトについて議論を行った。このプロジェクトは、IFRS第3号「企業結合」に関するIASBの適用後レビューからの発見事項の一部に対応するものである。

今回の会議で、当審議会は、減損損失の認識の遅さとのれんの過大表示についての投資者の懸念に対処するために考えられる修正に関して、3月の会議からの議論を継続した。

何も決定は行われなかった。

#### 今後のステップ

当審議会は、このプロジェクトの議論を今後の会議で継続する。その議論には、近年における報告されたのれん、減損及び無形資産の金額及び趨勢に関する定量的情報の検討が含まれる予定である。この情報の収集は、企業会計基準委員会（ASBJ）、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）及び米国財務会計基準審議会（FASB）のスタッフと協力して行う。当審議会は、2016年の第2四半期中にFASBとこのプロジェクトの議論を再度行うことも予定している。

次の会議で、当審議会は、このプロジェクトに関する2015年アジェンダ協議からのフィードバックを議論する。

### **開示に関する取組み（アジェンダ・ペーパー25）**

開示に関する取組みの一環として、当審議会は4月21日の会議で、会計方針の変更と会計上の見積りの変更について議論を行った。この議論のためのペーパーは、IASBスタッフとイタリアの基準設定主体であるOICのスタッフが共同で作成したものである。

#### **アジェンダ・ペーパー25A:会計方針の変更と会計上の見積りの変更の区別**

当審議会は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」での会計方針と会計上の見積りの変更の定義を修正することを暫定的に決定した。次のことを行うためである。

- a. 会計方針と会計上の見積りの変更の定義を明確化する（それらがより簡潔で特徴的なものとなるようにするため）。
- b. 会計方針と会計上の見積りにどのような相互関係があるのかを明確化する。
- c. 評価技法の変更及び見積技法の変更が会計上の見積りの変更なのかどうかに関するガイダンスを追加する。
- d. IAS第8号で提供している見積りの例示を更新する。

14名のIASBメンバーのうち13名がこの決定に賛成した。当審議会は、修正案を独立の公開草案として（年次改善の公開草案の中ではなく）公表すべきであることも暫定的に決定した。14名のIASBメンバー全員がこの決定に賛成した。

当審議会はIAS第8号の修正案に係る経過措置を今後の会議で議論する。

#### **アジェンダ・ペーパー25B:会計上の見積りの変更：開示**

当審議会は、IAS第8号の第39項の要求事項（会計上の見積りの変更の内容と金額を開示する）を修正しないことを暫定的に決定した。14名のIASBメンバーのうち12名がこの決定に賛成した。

以 上

付録 スケジュール

4月19日（火）

| 時間          | アジェンダ項目   |
|-------------|---|
| 10:15-10:20 | IFRIC アップデート（アジェンダ・ペーパー12）（5分）  |
| 10:20-12:00 | アジェンダ協議（100分） <ul style="list-style-type: none"> <li>カバー・ノート（アジェンダ・ペーパー24A）</li> <li>寄せられたコメントが作業計画の設定に与える影響（アジェンダ・ペーパー24B）</li> <li>投資者から寄せられたフィードバックの要約（アジェンダ・ペーパー24C）</li> <li>オンライン・アンケート調査の結果（アジェンダ・ペーパー24D）</li> <li>基本財務諸表に関して寄せられたフィードバックの要約（アジェンダ・ペーパー21）</li> <li>当審議会のリサーチ活動に関する全般的なアップデート（アジェンダ・ペーパー8）</li> </ul> |
| 12:00-13:00 | 昼食  |
| 13:00-14:30 | アジェンダ協議（90分） <ul style="list-style-type: none"> <li>排出物価格設定メカニズムに関するプロジェクトのアップデート（アジェンダ協議に対する回答の要約を含む）（アジェンダ・ペーパー20）</li> <li>料金規制対象活動に関するプロジェクトのアップデート（アジェンダ協議に対する回答の要約を含む）（アジェンダ・ペーパー9）</li> </ul>  |
| 14:30-14:45 | 休憩  |
| 14:45-16:45 | 保険と IFRS 第9号（アジェンダ・ペーパー14）（120分）  |

4月20日（水）

| 時間          | アジェンダ項目   |
|-------------|---|
| 09:00-10:00 | 開示に関する取組み（60分） <ul style="list-style-type: none"> <li>公開草案 IFRS 実務記述書「財務諸表への重要性の適用」（アジェンダ・ペーパー11A）</li> <li>現金に対する制約及び流動性に関する開示（アジェンダ・ペーパー11B）</li> </ul> |
| 10:00-10:15 | 休憩  |
| 10:15-12:45 | 概念フレームワーク（アジェンダ・ペーパー10）（150分）   |
| 12:45-13:45 | 昼食  |
| 13:45-15:30 | アジェンダ協議（105分）   |

|             |   |
|-------------|---|
|             | <ul style="list-style-type: none"> <li>• IAS 第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に関して寄せられたフィードバックの要約（アジェンダ・ペーパー22）</li> <li>• IFRS 第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に関して寄せられたフィードバックの要約（アジェンダ・ペーパー24E）</li> <li>• 新プロジェクトの提案（アジェンダ・ペーパー24F）</li> </ul> |
| 15:30-15:45 | 休憩  |
| 15:45-16:15 | アジェンダ協議（30分） <ul style="list-style-type: none"> <li>• 現在価値測定割引率に関して寄せられたフィードバックの要約（アジェンダ・ペーパー17）</li> </ul>   |
| 16:15-17:45 | 資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）（90分）   |

4月21日（木）

| 時間          | アジェンダ項目  |
|-------------|--|
| 09:15-10:00 | 共通支配下の企業結合（アジェンダ・ペーパー23）（45分）  |
| 10:00-11:00 | のれん及び減損（アジェンダ・ペーパー18）（60分）   |
| 11:00-11:15 | 休憩   |
| 11:15-13:15 | 開示に関する取組み（120分） <ul style="list-style-type: none"> <li>• 会計方針の変更と会計上の見積りの変更の区別（アジェンダ・ペーパー25A）</li> <li>• 会計上の見積りの変更：開示（アジェンダ・ペーパー25B）</li> </ul> |
| 13:15-14:15 | 昼食   |
| 14:15-14:45 | アジェンダ協議（30分） <ul style="list-style-type: none"> <li>• Wrap-up</li> </ul>   |

以上